

2017年3月7日

インベナジー・ジャパン合同会社
職務執行者 天野 明 様

一般社団法人北海道自然保護協会
会長 在田 一則

(仮称) 大滝風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見

1. 事業実施想定区域から対象事業実施区域の絞り込みは、大きな詭弁である。

本事業に関する配慮書では、発電機（以下では「風車」と呼ぶ）の仕様は、定格出力（最大）3,200kW級・ローター直径108m・ハブ高80m・高さ134mとされ、約1,900haの想定区域に50基（最大）・総発電出力160,000kW（最大）の計画が示されていた（方法書7.2-1(328)頁と7.2-13(340)頁）。その際、大面積の想定区域における風車の配置については示されなかった。それに対して、今回の方法書では、風車の仕様が定格出力3,200kW～3,800kW・ローター直径103～117m・ハブ高85m・高さ136.5～143.5mと大型化され、約677haの実施区域に24基・総発電出力91,200kWへの変更が示された。なお、方法書において24基の配置は検討中であると記されているが、各所に図示されている。

以上において、方法書の各所に『区域について大幅な絞り込みを行った』ことから、環境保全の配慮を行ったことが強調されている。方法書7.2-26(353)～7.2-27(354)頁では、上記段落の内容を表示しながら、『対象事業実施区域の設定に当たっては、以下の事項を踏まえ、事業実施想定区域より、大幅な絞り込みを行った。1.北海道知事意見を踏まえ、水環境への重大な環境影響を回避又は極力提言（注釈：低減とすべき）するため、第7.2-8図(1)のとおり、区域について大幅な絞り込みを行った。また、住民意見等を踏まえ、土砂災害による影響を極力回避するため、土石砂流危険溪流、急傾斜地崩落危険箇所及び地すべり危険箇所を区域から除外した。2.「(1)方法書以降の手続き等において留意する事項への対応方針」を踏まえ、動物、植物及び生態系による周辺環境への重大な環境影響を回避又は極力低減するため、第7.2-8図(2)～(3)のとおり、区域について大幅な絞り込みを行った。3.「(1)方法書以降の手続き等において留意する事項への対応方針」を踏まえ、事業実施想定区域から2km圏内に配慮が特に必要な施設及び住宅が多く確認されたため、第7.2-8図(4)のとおり、区域について大幅な絞り込みを行った。4.主要な自然景観資源である、羊蹄山の眺望景観に配慮するため、区域について大幅な絞り込みを行った。』ことが環境保全の配慮であるとしている。

ところで、本事業計画の配慮書に対して意見を述べる際、私たちは、広大な対象事業想定区域を3区域に区分した。すなわち、第一区域：伊達市大滝地区から壮瞥町（駒別・久保内地区と仲洞爺地区）、洞爺湖町および留寿都村（旭野・高福地区）の境界線となる南東-北西方向の稜線（849.1m峰、866m峰、940m峰などを含む約7kmの範囲）である。稜線の南～西側は壮瞥町と洞爺湖町で、支笏洞爺国立公園の洞爺湖に面している。第二区域：伊達市の大滝地区（長流川上流域）と双葉・金山地区（尻別川支流オロウエン尻別川上流域）を境界づける南西-北東方向の稜線（879.6m峰、837m峰、785m峰、739m峰、794.8m峰、842.7m峰、823.3m峰、697.2m峰などを含む約15kmの範囲）である。この稜線の南

東側には、大滝地区の本町・本郷・優徳・北湯沢温泉など、市街地や住宅地が多く認められる。第三区域：伊達市の大滝地区（長流川最上流域）と双葉地区（尻別川最上流域）を境界づける南西-北東方向の稜線（675.1m 峰や 692m 峰などを含む約 5km の範囲）であり、第二区域からは広島峠や早来町公共育成牧場を挟んだ飛び地となり、北東端は千歳市（美笛川最上流域）・支笏洞爺国立公園に接している。

今回の方法書は、対象事業実施区域を上記三区域のうち第一区域に絞り込んでいる。

私たちの配慮書に対する意見は、特に第一区域は、鳥類の保護・保全の観点から事業実施想定区域から除外すべきこと、第二区域は、騒音、超低周波音および風車の影、そして土石流や水資源の観点から考えて、想定区域から除外すべきこと、3区域全体に動物、植物、生態系ならびに景観に関する自然環境の保全の環境影響評価が杜撰であることを述べた。

しかし、以下に述べるように、方法書における絞り込みによる環境保全の配慮は、私たちが区分した第一区域（方法書による対象事業実施区域）については、まったく配慮とは言えない結果になっている。

さて、事業者が述べる『区域の大幅な絞り込み』は、配慮書段階の事業実施想定区域 1,900ha から方法書の対象事業実施区域 677ha へ減少し、当初からの約 36%に減少と計算される。しかし、想定区域は、決して既得権ではなく、事業者による単なる想定に過ぎないが、私たちの意見で指摘したように第一区域や第二区域のように計画段階から除外されるべき区域を含んでいるので、面積の縮小は、決して環境保全の配慮とは言えない。他方、配慮書と方法書を比較すると、基数は 50 基から 24 基へ当初の 48%に減少、総発電出力については 160,000kW から 91,200kW と当初の 57%に減少となり、基数と総発電出力は面積の大幅な減少とは異なって、決して大幅な絞り込みとは言えない。逆に、方法書では、配慮書段階よりも、小さな面積に対して多数の基数が設置される計画となり、単位面積当たりの基数（風車密度）が大きくなっている。したがって、事業者は、本来、面積の縮小・大幅な絞り込みによる『環境保全の配慮』を強調する詭弁を弄することは止め、上記の事実と風車の明らかな大型化という事実を明記し、真摯に環境影響評価を行うことを示さなければならない。

2. 野鳥の保護・保全の点から重要な重要野鳥生息地（IBA 指定地域）を無視して絞り込まれた対象事業実施区域は大きな問題であるので、計画は中止すべきである。

配慮書に対する私たちの意見は、今回絞り込まれた地域（私たちの「第一区域」）については、IBA 指定地域に当たるので事業実施想定区域から外すべきであると指摘した。

それに対する事業者見解は、方法書 7.1-20 (315)～7.1-21 (316) 頁に示されているように、『事業実施想定区域内の IBA（ご意見の「第一区域」、「第三区域」）については、風力発電機が飛翔する鳥類に影響があるということから、法的な規制はありませんが、鳥類を含む自然保護を国内で進める日本野鳥の会が選定した区域について、把握の必要があると考え、配慮書では「注目すべき生息地」に選定しております。しかし、選定基準「A3」は A1、A2 及び A4 ほど明確な基準でないこと、バイオーム種の指定がないことや、「第一区域」（今回の絞り込み区域）にあたる留寿都村側の半分以上の範囲では過去に採草放牧地としての利用があり、人為的改変があることや、専門家へのヒアリング結果からも十分な

調査がされていない地域と推察されます。そのため、現地調査によって生息する鳥類や生息環境の状態などを把握し、鳥類相の把握をするべきと判断したため、現時点では方法書における対象事業実施区域からの除外は考えておりません。』と記されている。

しかし、この事業者見解は、以下に述べるように、IBA に関して事業者都合の良い一部分だけを記述し、歪曲した表現に終始している。

第一に、事業者見解にある『鳥類を含む自然保護を国内で進める野鳥の会が選定した区域』の表現は、『世界共通の基準で選定した国際的な保護区域』であると、正確に記述しななければならない。ちなみに、日本野鳥の会は、IBA について以下のように解説している。

『IBA (Important Bird Areas、重要野鳥生息地) は、「鳥類を指標とした重要な自然環境」を、世界共通の基準 (IBA 基準) によって選定し、個々の生息地はもちろん、すべての生息地をネットワークとして保全していくことを目的としたプロジェクトで、バードライフインターナショナル (本部; イギリス) が、日本野鳥の会を含む世界 100 ヶ国以上の加盟団体と共同で実施しています。日本の IBA は、アジア版の IBA リスト作成の一環として、2004 年 3 月、財団法人日本野鳥の会が選定しました。』

第二に、事業者見解では『選定基準「A3」は A1、A2 及び A4 ほど明確な基準でないこと、バイオーム種の指定がないこと』ことを強調しているが、この表現は、IBA の選定基準に関する日本野鳥の会による解説では、上記を前書きとして『重要な選定基準のひとつである』とあるので、事業者都合の良い一部だけを引用した詭弁が明らかである。ちなみに、日本野鳥の会による解説では、『基準 A3-バイオーム限定種』について、『ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオームに含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地。

(中略) この基準は、他の A1、A2 及び A4 ほど明確な基準ではないが、IBA が世界の全ての鳥類の生息を保証するために設定された基準であることを考えれば、重要な選定基準のひとつである。しかしながら、日本に適用されるバイオーム種のリストはごく普通に観察される種を数多く含んでおり、選定には慎重を要する。今回の選定は以下のような方法で行なった。1.環境省の植生分類で植生自然度 (全 10 段階で 10 が最も自然度の高いもの) が 8 以上の植生が、1 万 ha 以上存在するサイトを抽出した。2.環境との結びつきが強い繁殖期に着目し、日本に適用されるバイオーム種のうち、その種の全世界の繁殖分布域の 10% 程度以上を日本が占める種で、かつ日本全国の分布域が 20%未満 (島嶼域を除く) の種を抽出した。(日本における分布域の割合を算出するにあたっては、全国鳥類繁殖分布調査のデータを使用した。) 3.1 で選定したサイトのうち、2 で選定された種が相当数分布するサイトを、A3 基準を満たすサイトとして選定した。また、A1、A2、A4 を満たすサイトのうち、バイオーム種が相当数生息するサイトについても、A3 基準を満たすサイトとして選定し、この場合のみ種名を記した。(以下省略)』とある。

第三に、IBA 指定地域のうち、『留寿都村側の半分以上の範囲では過去に採草放牧地としての利用があり、人為的改変があること』の表現は、洞爺湖側における湖沼・森林に生息する鳥類については触れないことから、そのことを無視しているとともに、留寿都村側の採草放牧地ではかえって草原に生息する鳥類が加わる可能性を無視している。

第四に、『専門家へのヒアリング結果からも十分な調査がされていない地域と推察され

ます』との表現は、国際的に評価される鳥類研究集団である日本野鳥の会が世界共通の基準 (IBA 基準) に基づいて選定した結果について、個人または少数であると推測される『専門家のヒアリング』によって否定する姿勢であり、不遜とも言える事業者見解と判断する。

3. 貴重な自然植生が無視されていることは非常に大きな問題であるため、この計画は中止されなければならない。

この事業計画の配慮書に対して、私たちは、『意見3. 事業実施想定区域の設定では、貴重な植生も軽視しているので、事業実施想定区域では植生の保全を第一に考えるべきである。』として、その理由を以下のように述べた。

『第 3.1-23 図 (2) (3.1-48 (75) 頁) の植生図では、第一区域にコケモモ-ハイマツ群集の成立を示し、第 3.1-23 図 (9) (3.1-55 (82) 頁) でも、第三区域にコケモモ-ハイマツ群集とヌマガヤオーダーの成立を示している。このように、事業実施想定区域は 1,000m 以下の比較的低い標高範囲にあるにもかかわらず、高山植生 (森林限界を超えた範囲のコケモモ-ハイマツ群集) が成立することは、非常に希少な例となる。(中略) したがって、これらの高山植物群落が発達する場所では、決して改変の影響を及ぼしてはいけない。国内の風力発電所は、このように貴重な高山植生 (高山植物群落) が成立する範囲に設定されていないので、この事業実施想定区域の設定において、本来、第一区域や第三区域を外すべきであったと考える。

上記のほかに、第一区域のエゾマツ-トドマツ群集、(中略) 全区域のササ群落など、事業実施想定区域の多くが自然植生に占められている (3.1-48 (75) ~3.1-55 (82) 頁)。稜線上のエゾマツ-トドマツ群集、ダケカンバ-エゾマツ群落、そしてササ-ダケカンバ群落は、北海道中央部の亜高山帯 (普通は標高 800m 以上) の自然林として見ると、分布下限の貴重な事例となるので、事業実施に伴う伐採対象にはいけない。

なお、第 4.3-19 表 (4.3-40 (223) 頁) の専門家等へのヒアリング結果概要では、「ササ地という状態は本来なく、森を伐って放置したことでササ地となり、森が再生できない場所となっている。国有林では更新困難地としている。」と記されている。しかし、この内容は間違いである。第 3.1-18 表 (1) (3.1-45 (72) 頁) と第 4.3-12 表 (1) (4.3-25 (208) 頁) では、上記内容を示す代償植生のササ群落も認められるが、自然植生のササ群落 (風衝や雪崩など自然要因に応じて成立) も同時に表示されており、第 3.1-23 図 (3.1-48 (75) ~3.1-55 (82) 頁) の現存植生図では、事業実施想定区域の稜線部に自然植生のササ群落が成立することが図示されている。したがって、先の専門家へのヒアリング結果は、価値が低いとされる代償植生のササ群落を強調し、価値が高い自然植生のササ群落は無視した意見、あるいは自然植生のササ群落を知らない「専門家？」の意見といえる。』

上記の中で、とくに高山植生のコケモモ-ハイマツ群集と、亜高山植生のササ-ダケカンバ群落、ダケカンバ-エゾマツ群落、エゾマツ-トドマツ群集およびササ群落 (Ⅱ) は、当該地域の高標高地における自然植生を構成する重要な群落であるので、これらにはいっさい手を付けないことが肝心である。ちなみに、北海道中部における植生の垂直分布帯は、概ね、山地帯 (約 800m 以下) ・亜高山帯 (約 800~1,500m) ・高山帯 (約 1,500m 以上) と区分されるが、標高約 800~900m の稜線部に当たる、この風車建設予定地は、ほぼ山地帯と亜高山帯の移行部分に当たるので、そこに亜高山植生、まして高山植生が成立するこ

とは非常に希な例となり、それ故に、上記の高山植生と亜高山植生は重要な群落として、決して悪影響を及ぼしてはいけないのである。

24 基の配置を示した 3.1-39 (55)～3.1-42 (58) 頁に示された現存植生図によると、最北から南東方向に並ぶ 5 基の風車のうち北から 3 番目を除く 4 基と、留寿都村最南端の 1 基、そして南端付近の 4 基が上記の重要な群落に該当する。また、自然植生としてのササ群落に該当する風車は、合計 5 基が数えられる。すなわち、24 基中 10 基の設置が重要な群落に悪影響を与えることになる。さらに、取り付け・搬入道路の敷設による伐採も考えられるので、さらに大きな悪影響が危惧される。

他方、6.2-45 (278) 頁に表示された群落組成調査地点設定根拠と 6.2-47 (280) 頁に図示された調査地点では、上記の重要な群落のうち、ササ群落 (Ⅱ) とダケカンパーエゾマツ群落に各 1 地点、エゾマツトドマツ群集に 3 地点、ササ・ダケカンバ群落に 2 地点が示されているが、これらは調査地点が少ない上に、最も重要なコケモモ・ハイマツ群集については調査地点が示されていない。以上のことは、配慮書に対する私たちの意見で指摘した重要な植物群落を無視していることになる。

したがって、方法書における実施区域の絞り込みは、前項の IBA 指定地域の無視とともに、自然植生が揃った地域への影響を与える点で、非常に大きな問題となる。私たちは、このような自然環境への悪影響が危惧されることから、この計画は中止すべきと考える。

4. 希少植物に関して、配慮書段階で指摘した問題点について、方法書段階までに事前調査を不十分なままに経過し、真摯な回答が示されないので、方法書として認められるものではない。

配慮書に対する私たちの意見では、動植物の基礎資料収集がまったく不足であり、対象地域および隣接地域における信頼できる科学的論文に目が通されていない旨を述べた上で、配慮書にあげられた植物種 69 種などがまったく信頼性を欠いている問題点を指摘した。それに対する事業者見解は、7.1-21 (316)～7.1-22 (317) 頁に示されているように、私たちの上記意見に対応させて、『配慮書においては、主に市町村史や行政文書に基づく入手可能な文献その他資料を基に情報収集を行い、予測及び評価を行っているため、現時点では事業実施想定区域及びその周囲の状況が把握できていない面もございます。そのため、現地調査においては適切に現況を把握し、本事業による影響について予測及び評価致します。今後の現地調査、予測及び評価の結果を踏まえ、事業による自然環境への影響を可能な限り回避又は低減していく所存です。』であった。

しかし、問題なのは、方法書に示された区域の絞り込みにおいて、非常に重要な事前調査が極めて不十分であったことである。事業者は専門家のヒアリングを行うことが想定されるが、配慮書に対する私たちの意見で指摘したフサスギナ・タカネスミレ・カラフトイチヤクソウ・エゾイチヤクソウ・オノエリンドウ・オダサムタンポポ・チシマツガザクラなどが今回の絞り込み地域に存在するの否か、真の専門家であれば判断できると考える。上記種が実施区域にあるのであれば、今回の絞り込みが極めて希少な植物を無視したことになる。上記種は、国内で 1 箇所または 3 箇所、道南で 1 箇所の分布などが知られるに過ぎないほど重要な希少植物であるので、これら希少植物の存在は、計画の成否に関わる重要な検討項目である。したがって、今後の現地調査ではなく、方法書に至る事前調査にお

いて既存資料を十分に解読して、意見に対する真摯な回答がなされなければならなかった。このように、一般意見に対して回答しない方法書は、決して認められるものではない。

5. 景観に関する問題点

7.2-26 (353)～7.2-27 (354) 頁には、方法書で示された区域の大幅な絞り込みで重視された事項の一つとして、『主要な自然景観資源である、羊蹄山の眺望景観に配慮するため、区域について大幅な絞り込みを行った』ことが示されている。

しかし、絞り込まれた対象事業実施区域は、羊蹄山だけではなく、徳舜別山・ホロホロ山・オロフレ山・有珠山・洞爺湖畔・中島など、多数の国民が訪れる国立公園内の重要な眺望地点に囲まれている。とくに多数の人々が訪れる洞爺湖畔や中島、有珠山からの眺望にとって、実施区域に大型の風車が24基並ぶ状態は、対象事業実施区域が国立公園外であろうとも、国立公園内からの眺望にとって自然景観の楽しみを明らかに妨げることになる。

この問題点に関して、配慮書に対する私たちの意見を述べたが、7.1-23 (318) 頁に示された事業者見解は、『なお、配慮書 p.244 に記載のとおり、直接改変の有無のみならず、国立公園側から眺める主要な自然景観資源の眺望景観への影響についても予測を実施しております。方法書以降もひきつづき、国立公園側から見た自然景観・景観資源に関して、いただいたご意見を踏まえながら適切な調査、予測及び評価を行ってまいります。』であった。6.2-56 (289)～6.2-58 (291) 頁に景観に関する手法、17箇所の調査地点が示されているが、これらの調査地点の調査、予測及び評価項目には『一般的に景観の予測で用いられる手法』を使用することが記されている。

上記の手法は、好天日の昼間における視認に基づく、一般的なものと記されている。しかしながら、国内の景観に関する影響評価を見ると、国立公園などで自然景観を楽しむ国民の景観意識が反映されない場合が多い。したがって、景観の予測、評価手法の一つとして、国民の景観意識を吸い上げる手法を加えるべきである。

以上に増して、夜間の航空障害灯の影響は、無視できない大きな問題である。そのため、景観の項目に最も近い項目として、ここで、夜間の航空障害灯の影響を影響評価の項目に加えるべきであることを強調する。ちなみに、7.1-32 (327) 頁に示された一般意見では、『1日中稲妻のような光をはなっていることは現地での夜間でないとなかなか気づかない、昼間は明るくて気づかないのだが、北海道の夜は真っ暗でこの光が稲妻のように異様な光を放つ。風力発電は見えないのにこの光は山の端からでも異様な光を放つ。住民にとって寝室を変えなければならぬくらいの光を放つ。距離が何キロ先でもこの光は気になる。この光は風力発電が止まっているときも止まることはない。生活環境保護、動植物保護の観点から、また北海道の美しい自然を守るためにも夜間調査しなければならないことである。』であった。これに対する事業者見解は『航空法において、航空障害灯の設置は義務づけられていることから、関係航空局と打ち合わせ、最適な航空障害灯を設置していく予定です。』とあるのみである。

上記の意見は私たち以外の一般意見であったが、私たちは、国内・道内において風車群の航空障害灯の発する夜間の点滅に対して異様さ・不快感を体験しているので、上記の一般意見は非常に重要な観点である。しかし、それに対して事業者が夜間の点滅光に関する環境影響評価について、設置に関する法的見解以外にはまったく回答していないことは非

常に大きな問題である。6.1-6 (234)～6.1-7 (235) 頁の『影響評価の項目』に挙げられていないが、以上の問題を解決するため、影響評価の項目として新たに加えるべきである。

とくに、当該地域では、洞爺湖畔にある多数の宿泊施設において、宿泊客が洞爺湖・対象事業実施区域方向の静寂な夜を楽しむので、とくに夜間における航空障害灯の点滅が観光客に対して大きな影響を与えることが懸念される。この点を加えて、夜間の航空障害灯による影響を予測、評価すべきことを重ねて述べる。

6. 『第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果』

(方法書 4.1-1 (149)～4.3-67 (220) 頁) は、全頁にわたって『このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものであるが、下線部については内容を修正している。』

との脚注を付けているが、区域を絞り込んだ方法書段階の計画に合わせた記述内容に修正されていない点で大きな問題であり、方法書として認められるものではない。

騒音及び超低周波音に関する調査、予測及び評価の結果 (4.3-1 (154)～4.3-12 (165) 頁) では、絞り込まれたとされる実施区域からの離間距離が、配慮が特に必要な施設だけではなく住宅からの距離もいっさい示されていない。すでに記したように、事業者見解では『事業実施想定区域から 2km 圏内に配慮が特に必要な施設及び住宅が多く確認されたため、第 7.2-8 図 (4) のとおり、区域について大幅な絞り込みを行った。』と記されている。別途、7.2-27 (354) 頁に、『配慮が特に必要な施設及び住宅から 3km 以上の離間をとることとした』と記されている。

しかし、風車の大型化によって 2km あるいは 3km 程度では影響が納まらないことが明らかである。国内では、風車の仕様が 1,500～2,000kW の場合であっても 2.5km の範囲までの影響が知られる実態がある。実施区域が絞り込まれた方法書段階では、24 基の風車から『配慮が特に必要な施設及び住宅』までの距離が、配慮書のように詳細にまとめた表示が必要である。

昨今の風力発電事業者における配慮書から評価書に至る過程では、最初に配慮書で広い地域に小さな定格出力の風車を建設する案を示し、方法書では「絞り込み」と称して総出力は極力減らさずに基数を減らす場合が多い。すなわち、風車を巨大化する。これは準備書にも引き継がれる。さらに、住民・一般市民の意見が届かない評価書の段階に至っては、経済産業省のお墨付きにより総出力を 110%にする結果が多いため、1 基当たりの定格出力はさらに巨大化している。このような風力発電事業に関わる環境影響評価手続きが、この方法書でも踏襲されているので、非常に大きな問題点となる。

今回の方法書では、1 基の定格出力が「3,200～3,800kW」、総出力が「最大 91,200kW」と曖昧に表現されているが、基数だけは 24 基と明確に示され、幅を持たせていない。すなわち、1 基の定格出力は 3,800 kW と想定されていることが明白である。

風車が 3,200～3,800kW と大型化した場合には、さらに遠方の範囲までの環境影響評価が必要である。風車の大型化と国内外で明らかになっている健康被害例を考え合わせると、少なくとも 20km の範囲までの環境影響評価が必要である。

今回採用の風車については、音響パワーレベルが明らかにされていない。しかし、事業者がこの方法書を委託した事業者（一般社団法人日本気象協会）が共通する「石狩湾岸」「石狩洋上」「道北・7 事業や浜里」の資料に基づくと、3,800 kW のパワーレベルは 155dB

と見積もられる。この数値を NEDO の式、 $L=PWL-8-20 \cdot \text{Log}_{10} r$ （ただし、L：音源から距離 r における音圧レベル・平坦特性(「G 特性周波数重み付けをしない」)・デシベル (dB)、PWL：音源のパワーレベル・平坦特性・デシベル (dB)、r：音源からの距離 (メートル)) に当てはめて計算すると、例えば 直近となる「T24 基」から約 6 km 離れた「北湯沢温泉町の中心地」では、低周波音・超低周波音の 1 基当たりの数値が 71dB となり、近隣 6 基の重合を考慮に入れると約 80dB になる。また、10 km 離れた地点では、風車群の重合を考慮すると、70dB を軽く超える地点が生じる。さらに、洞爺湖畔温泉街のホテル、協会病院などは 15 km 前後の地点にあるが、これらの地点では 70dB に到達すると予測できる。以上のことから、遠方の範囲までの環境影響評価が必要である。

以上の重大な問題点が指摘できるにもかかわらず、今回の方法書における『第 4 章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果』(方法書 4.1-1 (149) ~4.3-67 (220) 頁) は、全頁にわたって『このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものであるが、下線部については内容を修正している。』との脚注を付けているが、区域を絞り込んだ方法書段階の計画に合わせた記述内容に修正されていない点で大きな問題となり、環境影響評価における方法書の手続きを無視している。

他方、方法書 6.2-18 (251) 頁の第 6.2-1 図 (2) には、大気環境の調査地点 (騒音、振動、低周波音) として、住宅等への距離が約 3.9km (最寄) ~6.2km 離れていること、そして騒音・低周波音調査地点として 5 地点 (4.2~6.2km) が選ばれて図示されているが、地権者の了承が得られたこと (6.2-17 (250) 頁) が前提となり、最寄りの住宅や仲洞爺地区の住宅が調査地点に加えられていない。

以上のように、この方法書は、「騒音・低周波音・超低周波音」の項目でも極めて不正確かつ不誠実に記述しており、アセス書の体をなしていない。この方法書は、方法書として認められるものではないので、あらためて再提出を求める。

その際、以下の 3 点を明記すべきである。まず、①配慮書段階から私たちが指摘してきた問題点、“科学的に根拠がなく、被害の実態とも合致しない「G 特性周波数重み付け」”を用いないことである。すでに北海道環境影響評価審議会が指摘しているように「超低周波音を感じる最小音圧レベルは国などの基準または目標でないので、この値を下回ったとしても環境保全の基準等との整合が図られているわけではない」という指摘を重く受け止めるべきである。次に、②「圧迫感・振動感を感じる音圧レベルとの比較結果」グラフにおいては、「50 パーセントイル」の意味を歪曲しないことである。さらに、③現況値を測定する際には、無風の時を選び、データの処理に関しては L_{95} を採用すべきことである。